

「上ノ原小学校 PTA 本部役員の選出に関する細則」の改正（案）新旧対照表

※変更部分を赤字で表記

旧		新	
1. 本部役員 選出および就 任	第1-1条 本部役員は、全会員からの立候補により、当年度中に次年度の本部役員候補者が選出されます。立候補により全本部役員の選出が完了しない場合は、次年度に4年生在籍となる会員の互選により候補者が選出され、候補者は、次年度総会の承認を以て就任します。	(細則の適用 範囲)	第1条 上ノ原小学校PTA規約に規定する本部役員の選出手続きについては、この細則によるものとする。 2 本細則は、上ノ原小学校PTA規約に規定する目的に準じ、会員の中から主体性をもった本部役員候補者から次年度の本部役員を選出するために定めるものである。
2. 役員選 出部	第2-1条 本部役員の選出に関する事務は、役員選出部が行います。	(役員選出 部)	第2条 次年度の本部役員の選出にあたっては、役員選出部を設置することができる。創部した場合、部長は副会長がその任に当たる。部長は、会員よりボランティアを募り、部員を選任する。 2 本部役員の選出に関する事務は、役員選出部が行うものとする。役員選出部は初回の打ち合わせで部員の中から事務代表を決定する。 3 役員選出部を設置しない場合は、本部役員が選出事務を行うものとする。
	第2-2条 役員選出部は、次の事務を行います。 1. 会員に対する本部役員の会務説明。 2. 本部役員選出の公示。 3. 定員を超える立候補者があった場合。 ①立候補の受理。 ②立候補者の確認と選挙の公示。 ③投票および開票の管理。 ④選挙関連事項に関する審議・判定。 ⑤当選した候補者の公示。 4. 立候補者が定員、もしくは定員に満たない場合。 ①立候補者の資格を審査、確認。 ②候補者の公示。 5. 立候補により全本部役員の選出が完了しない場合。 ①自他薦による候補者を決定するため、互選会を開催。 ②決定した候補者の確認と公示。	(役員選出活 動)	第3条 本部役員を選出するため、次の活動により本部役員候補者を決定する。 (1) 会員に対する本部役員の会務説明。 (2) 本部役員候補者の募集。 (3) 最低定数を超える応募があった場合の調整。 (4) 応募が最低定数に満たない場合の再募集。 (5) 会員の投票による公平な選挙の実施。 (6) 本部役員候補者の決定。 2 教職員の本部役員候補者は、学校で決定するものとする。
	第2-3条 役員選出部は、次の部員で構成されます。 1. 1, 2, 3, 5年生の各学級より選出された部員 ただし、3年生の児童を持たない部員とする 各学級1名 2. 教職員 1名	(本部役員の 役職および定 数)	第4条 本部役員の役職および定数は、次のとおりとする。 会長1名 副会長4名以上(内1名副校長) 書記4名以上(内1名教職員) 会計4名以上(内1名教職員) ICT担当 3名以上(内1名教職員) 2 応募が最低定数に満たない場合、会長を除く本部役員は定数未滿であっても、新年度の活動を行うことができる。
		(本部役員の 決定)	第5条 選出された本部役員候補者は、次年度総会もしくは臨時総会の承認を以て本部役員に就任するものとする。 2 教職員の本部役員は、学校で決定するものとする。

「上ノ原小学校 PTA 本部役員の選出に関する細則」の改正（案）新旧対照表

※変更部分を赤字で表記

旧		新			
	第2-4条	役員選出部の招集は次のとおり行われます。 1. 第1回部会は、11月までにPTA会長が招集する。 2. 第2回部会以降は、役員選出部部长が招集する。			(削除)
	第2-5条	削除			(削除)
3. 選挙等	第3-1条	本部役員の選挙は、次のとおり行われます。 1. 本部役員に立候補する会員は、役名、住所、氏名等所定の様式により、役員選出部に届けます。 2. 役員選出部は、定員を超える立候補があった場合、各立候補者の資格を審査。投票開始期日の5日前までに、立候補者の氏名を全会員に知らせます。 3. 投票は、選挙法による投票用紙を全会員に配布し、投票締切日までに役員選出部が回収する方法で行います。尚、投票期間は5日間とします。 4. 役員選出部は、投票締め切り後各立候補者の得票を集計し、結果を会員に公示します。 5. 選挙は、毎年3月10日までに、選出された候補者は、次年度総会の承認を以て本部役員に就任します。 6. 役員選出部は、選挙の手続き、効力、その他選挙関連事項に関する会員の異議の申し立てについて、審議判定することができます。			(削除)
4. 互選会	第4-1条	本部役員の自他薦による選出は、次のとおり行われます。 1. 役員選出部は、第3-1条1項の立候補者がいない場合もしくは定員に満たない場合、3年生在籍の会員を招集して互選会を開催し、候補者を決定。結果を公示します。 2. 削除 3. 自他薦による候補者の決定は、毎年3月10日までに、候補者に決定した会員は、次年度総会の承認を以て本部役員に就任します。 4. 役員選出部は、自他薦による選出に関連する事項について、審議判定することができます。 5. 本部役員を経験した会員は、本部役員候補者を辞退できます。			(削除)
5. 付則	第5-1条	教職員の本部役員は、学校で決定します。			(削除)
	第5-2条	必要があると認めるときは、次の会員に会務等について説明を求めることができます。 1. 前年度役員選出部部員 2. 現・前本部役員			(削除)
6. 施行および改正	第6-1条	この細則は、昭和48年11月1日作成施行。	(施行および改正)	第6条	同左

「上ノ原小学校 PTA 本部役員の選出に関する細則」の改正（案）新旧対照表

※変更部分を赤字で表記

旧		新	
第6-2条	この細則は、以下の日付に一部改正施行。 ・昭和51年4月1日・昭和59年5月2日 ・昭和60年2月12日・昭和61年3月10日 ・昭和62年3月10日・昭和62年10月13日 ・平成15年11月5日・平成17年1月19日 ・平成19年4月24日	(附則)	第7条 この細則は、以下の日付に一部改正施行。 ・昭和51年4月1日 ・昭和59年5月2日 ・昭和60年2月12日 ・昭和61年3月10日 ・昭和62年3月10日 ・昭和62年10月13日 ・平成15年11月5日 ・平成17年1月19日 ・平成19年4月24日 ・平成25年4月1日 ・平成25年12月12日 ・平成30年12月13日 ・令和2年3月11日 ・令和2年12月22日 ・令和5年10月〇〇日
第6-3条	この細則は、平成25年4月1日改正施行。		(削除)
第6-4条	この細則は、以下の日付に一部改正施行。 ・平成25年12月12日		(削除)
第6-5条	この細則は、以下の日付に一部改正施行。 ・平成30年12月13日		(削除)
第6-6条	この細則は、以下の日付に一部改正施行。 ・令和2年3月11日		(削除)
第6-7条	この細則は、以下の日付に一部改正施行。 ・令和2年12月22日		(削除)